

第119回広島2人デモ

2014年12月26日（金曜日）18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎ですThere is no safe dose
of radiation「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら「YES」と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアデもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

原発再稼働、30km圏自治体同意が法的要件

結局今年、審査合格原発一基もなし

本日のトピック

- 原子力規制委員会の規制基準適合とは
- 現行原子力規制行政法体系の不備を利用しつつ、誤魔化しながら再稼働を進めようとする安倍政権
- 菅直人氏と田中規制委員長の国会でのやりとり
- 露わになってくる現行原子力規制法体系全体の不備
- 九州電力川内原発にあてはめてみると
- 鹿児島県・薩摩川内市の再稼働同意表明は無効
- 早々と原発再稼働方針を出す安倍自民党内閣の詐術

- 川内原発再稼働にあたり「原発地元」の同意は法的要件
- 現実には次々と川内原発地元自治体が再稼働に反対
- 原発地元の範囲はさらに拡大することは確実
- 関西電力高浜原発は規制基準に合格したのか？
- 地元同意は法的要件になっていない？
- 最低限 30km 圏地元同意は原子力規制法体系全体が要求する再稼働のための必要十分条件
- 広域避難計画策定の責任はそれぞれの自治体にある
- 「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

原子力規制委員会の規制基準適合とは

「九州電力川内原発規制基準合格」、「関西電力高浜原発安全基準合格」とか派手な新聞記事とテレビの報道が飛び交っています。**（こういうのを「報道」というのが電力会社のためのプロパガンダなのか…）**

ここで立ち止まって冷静に、「実用発電用原子炉（原発）の規制基準適合（合格）」とは一体どんな要件を満たさなければならないのか、を考えてみましょう。

2013年7月8日原子力規制委員会は「実用発電用原子炉（原発）の規制基準」を施行しました。その時規制委は一般向けに「実用発電用原子炉に係わる規制基準（概要）」という概説書を公表しました。図1と図2はその資料から一部抜粋したものです。図1では、「万一シビアアクシデントが発生した時、その進展を

食い止める対策」を原発事業者に要求しているのが、大きな特徴、としている個所です。

ここで「⑤ハードとソフトが一体として機能することが重要」と、福島原発事故前は、ソフトウエア（現場作業などの人間的要素）を無視してきたことを踏まえて、「ハードとソフトを一体化して規制・審査」するところが、今回規制基準の大きな特徴だと述べています。実はここでハードとっているのは、審査申請項目でいえば、「原子炉設置変更許可申請」に相当します。そしてソフトとっているのは、運営や安全意識向上、とっさの時の人の動きや、シビアアクシデントを想定した日頃の訓練などを含んだ「保安規定認可申請」に相当します。

つまり規制委は「原子炉設置変更許可申請」と「保安規定」を一体のものとして審査します、とっているわけです。

さて図2は、それら申請と審査・検査の進め方をイメージ化したチャートです。

<次ページへ続く>

図1 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要6頁

シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針

- 新基準では、万一シビアアクシデントが発生した場合に備え、シビアアクシデントの進展を食い止める対策を要求。
- また、法目的にテロの発生を想定する旨が追加されたことも踏まえ、テロとしての航空機衝突への対策も要求。

- ① 「炉心損傷防止」、「格納機能維持」、「ベントによる管理放出」、「放射性物質の拡散抑制」という多段階にわたる防護措置
- ② 可搬設備での対応（米国式）を基本とし、恒設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上
- ③ 使用済み燃料プールにおける防護対策を強化
- ④ 緊急時対策所の耐性強化、通信の信頼性・耐久力の向上、使用済み燃料プールを含めた計測系の信頼性、耐久力の向上（指揮通信、計測系の強化）
- ⑤ **ハード（設備）とソフト（現場作業）が一体として機能が発揮することが重要であり、手順書の整備や人員の確保、訓練の実施等も要求。**
- ⑥ 意図的な航空機衝突等への対策として、可搬設備の分散保管・接続を要求。信頼性向上のためのバックアップ対策として特定重大事故等対処施設を導入

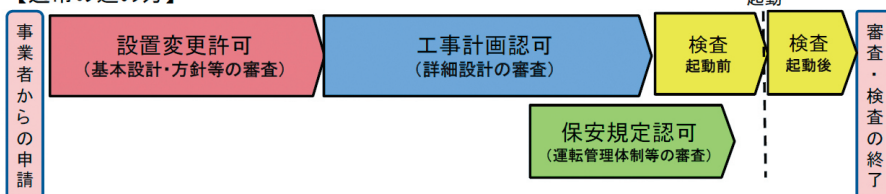
赤線は当方による強調

図2 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要22頁

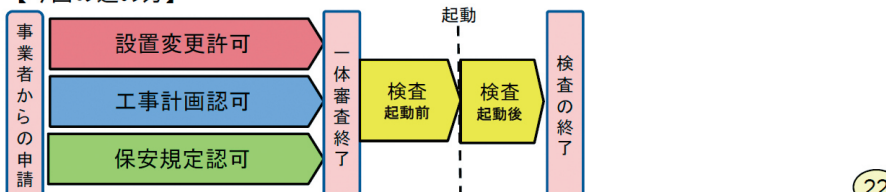
新規規制施行後の当面の審査・検査の進め方（イメージ）

- 通常の審査においては、設置許可、工事計画認可、保安規定認可に係る審査を段階的に実施。
- 今回の審査では、設備の設計や運転管理体制等、ハード・ソフトの両面の実効性を一体的に審査することとし、設置許可、工事計画認可、保安規定認可について、事業者から同時期に申請を受け付け、同時並行的に審査を実施。

【通常の進め方】



【今回の進め方】



＜前ページより続き＞ 考え方としては、ハードウェアに相当する「原子炉設置変更許可申請審査」が先行します。これは当然のことでしょう。敷地重要棟直下に活断層がないか、基準地震動をいくつに設定するのか、原子炉設備には重大事故を防止する仕組みを備えているかなど、まず基準に合致したハードウェアを備えているかを審査します。そしてこれらを満たす設備や装置を基準に合致した形で工事するかどうか、つまり「工事計画認可申請」を審査します。そして「原子炉設置変更許可」や「工事計画認可申請」審査に合格した後、ソフトウェアである「保安規定」の審査に入る、「ハードウェアはなるほど基準を満たしている。しかし実際に運営する人は、ちゃんとシビアアクシデントを最小化する仕組みに対応しているのか、それを審査しよう」というのが「保安規定認可申請審査」です。（1 頁図 2【通常の進め方】参照）

ところが今回申請では、「原子炉設置変更許可申請」「工事計画認可申請」「保安規定認可申請」を同時に申請してよろしい、再稼働を急いでいるので「一体化審査」を致します、としています。（1 頁図 2【今回の進め方】参照）その意味では、今回申請は最初から、例外的な審査進行手順を規制委は採用したわけですが、しかし、「原子炉設置変更許可」が決まらなければ、「工事計画認可申請」の審査ができない、この 2 つが固まらなければ「保安規定認可申請」の審査ができない、という審査の本質まで変質するわけではありませぬ。こうしてこの 3 つの重要な審査申請が許可・認可となつて、はじめて検査が行われ、この検査が終了してはじめて「規制基準に適合（合格）」となります。これでやっと再稼働のための必要十分条件のうち、最低条件（必要条件）が満たされることになります。（これではまだ再稼働の十分条件を満たしていませんが、この点は後で見ることになります）

現行原子力規制法体系の不備を利用しつつ、誤魔化しながら再稼働を進めようとする安倍政権

1 頁でご説明した規制委の規制基準適合性審査・検査の流れをフローチャートにしたのが表 1 です。本来はこれが審査・検査の流れであり、実際にもこの流れで審査が進んでいます。

表 1 でご覧の通り、九州電力川内原発 1・2 号機は現在（2014 年 12 月 26 日現在）、原子炉設置変更許可が正式に下りた段階であり、「工事計画」と「保安規定」の審査が行われています。また関西電力高浜 3・4 号機については、12 月 17 日に「原子炉設置変更許可審査書案が規制委員会合会で承認され、これからパブリックコメントにかけられる段階ですから、原子炉設置変更許可の前段階にあります。つまり 2014 年には、規制基準に合格した原発は一つも存在していないのです。

しかしごく一部の新聞を除いて、圧倒的多数のマスコミは、原子炉設置変更許可が出た段階で、あるいは甚だしい時は次にも見るように、「原子炉設置変更許可審査書案」が出た段階で、「再稼働合格」と報道しているのが実情です。（私が確認した新聞では、ただ 1 社沖縄の琉球新報だけが正確な報道をしていました）また反原発・脱原発を標榜する市民団体の中にも、やはり「原子炉設置変更許可審査書案」が出た段階で、「規制基準合格」と勘違いするところもありました。新聞などマスコミ報道に振り回されずに、冷静に事態を把握する姿勢が必要でしょう。

原子炉設置変更許可やその審査書案が出た段階で、「規制基準合格」と大騒ぎするマスコミの姿勢をおかしい、何か変だ、と思っているのはなにも私たちだけではありません。

菅直人氏と田中規制委員長の国会でのやりとり

福島原発事故発生当時の内閣総理大臣で、今は民主党のヒラ衆議院議員として反原発の論陣を張っている菅直人氏も同じように思ったようで、衆議院・原子力問題調査特別委員会で、原子力規制委員会の田中俊一委員長に次のような質疑をしています。引用します。（2014 年 11 月 6 日。質疑中継動画からテキスト起こし。

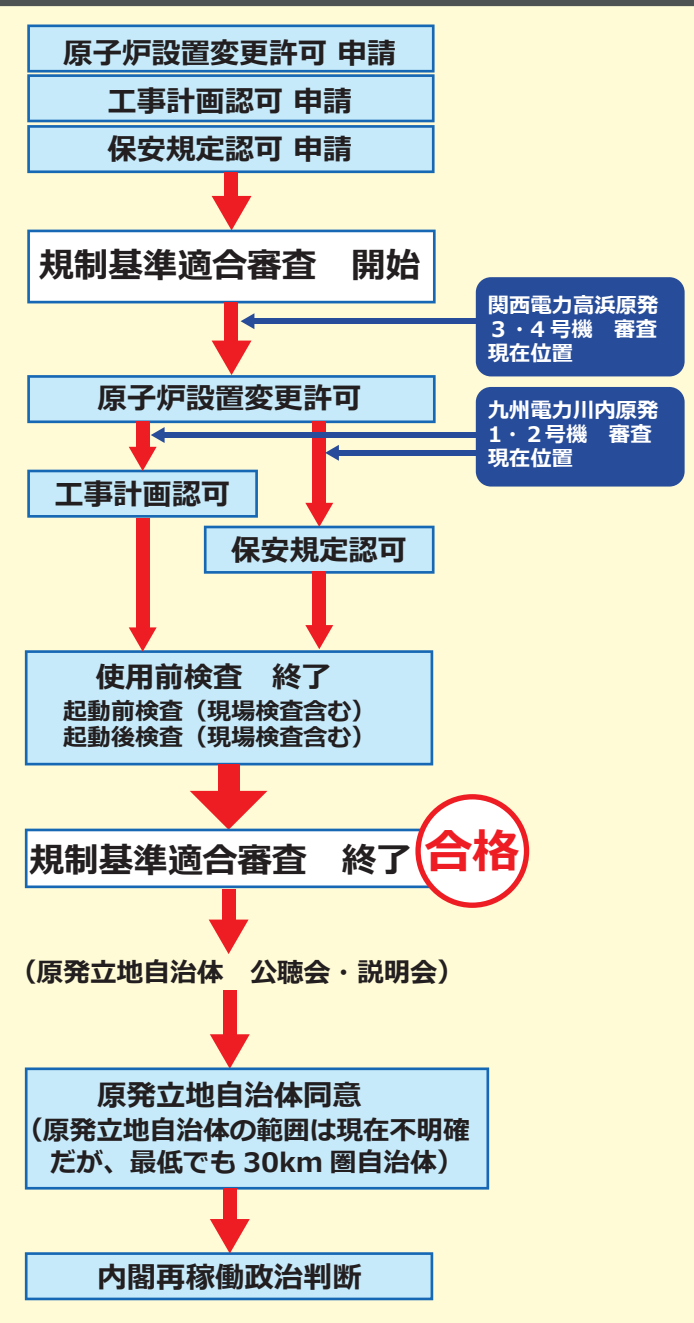
11 頁表 9 参照のこと）

「菅直人氏：現在、川内原発に関しては、（原子炉）設置変更許可が出た段階であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、これらが全部合格というか、承認された後に最終的に決定になると。

ですからまだこの中でいえば一番最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはま

＜次ページへ続く＞

表 1 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



【参照資料】『実用発電原子炉に係る新規規制基準について』2013 年 7 月原子力規制委員会など。

だこれからだと。審査を進められていると、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いないのでしょうか？

田中俊一氏：ご指摘の通り、間違いありません。

菅直人氏：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道はですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので、少なくとも規制委員会として、そういう報道を

目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことをいっていただきたいということをお願いを申し上げて置きます」

その後、菅氏に要請に応じて、規制委員会が「原子炉設置許可が出た段階ではまだ規制基準適合審査に合格していません。一部マスコミ報道は正確ではありません」と声明を出した形跡はありません。ことは規制委員会の「規制基準適合性審査」に対する国民一般の理解問題に関わるのですから、重要な問題だと私は思いますが、マスコミのミスリードをあえて規制委は、黙認している気配が感じられます。

露わになってくる現行原子力規制法体系全体の不備

こうしたミスリードが平気で行われる背景には、現在の原子力規制行政法体系全体（原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法、原子力規制委員会設置法など）の法的な不備があります。その不備は次のようにまとめられるでしょう。

- ① 福島原発事故後の規制行政の中で再稼動に至る手続きが明文化されていない。
- ② 原発立地自治体の範囲が法的に明瞭に示されていない。
- ③ 規制委員会の原子力規制行政を支える根幹の思想の一つ「5層からなる多重防護」のうち、第5層の「防護手段」は結局「住民の広域避難」であるが、広域避難を担保する「広域避難計画」を審査する権限を誰も持っていない。

法的な不備は他にもありますが、大きくまとめれば上記のようになるでしょう。

これら法的な不備は、あらかじめ仕組まれたものなのか、あるいは福島原発事故後、急場しのぎで、現在の国際原子力規制行政法体系や思想を参照し、あるいはIAEAのマニュアルをわかりやすくいえば、ほぼまるパクリして作った法体系ですから、不備が出てくるのもやむを得ない、とも解釈できます。しかし中

には明らかに「広域避難計画の適格性・実効性を審査する権限を誰にも持たせない」など、意図的に不備を設けた形跡もあります。

ともかく、こうした法的な不備は、政府・規制行政側の恣意的な自由裁量権、自由解釈権の余地を大幅に残し、現在の規制基準のもとで再稼動をやりやすくする余地を残すことになりました。この法的な不備をあからさまに利用し、再稼動を無理矢理に推し進めようとしているのが自民党安倍政権だということができ、それを強力に側面援護して、（記者個人の意図をはるかに越えて）、原発再稼動の世論形成に大きな役割を果たしているのが朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞など主要マスコミと、共同通信の配信記事をほぼそのまま掲載している多くの地方紙（中には琉球新報など例外はありますが）だということです。（共同通信配信記事は、本来「共同通信」のクレジットを入れなければならないのですが、圧倒的多数の地方紙は、共同配信記事をあたかも自社記事のようにして紙面に掲載しています。中には共同通信配信の「社説」をそのまま掲載して知らん顔をしている地方紙もあります。これは著作権法違反であり、自ら定めた新聞倫理綱領に反し、また読者に対しては詐欺行為です）

九州電力川内原発にあてはめてみると

そうした動きを具体的に九州電力川内原発 1・2号機の再稼動問題にあてはめてみることにしましょう。

川内原発の「原子炉設置変更許可申請審査書案」が原子力規制委員会で示されたのは、2014年7月16日のことでした。

これを受けて大手マスコミは「川内原発規制基準に合格」「年内にも再稼動か」と一斉に書き立てました。パブリックコメント募集を経て、「原子炉設置変更許可申請審査書」が決定したのは、それから約2ヶ月後の9月10日のことです。この時もマスコミは「川内原発規制基準合格」と一斉に囃し立てました。ただし今度は「年内再稼動難しく」と変化します。実際、2014年以内に再稼働は絶望的だったのです。（例えば図3参照のこと）

しかし2頁表1でおわかりのごとくこの報道には何ら根拠がなく、実際には「工事計画審査」「保安規定審査」のプロセスが控えていました。現在「工事計画認可」「保安規定認可」の2つの審査が原子力規制委員会で進行中です。マスコミはこれら動きを受けて、「審査に遅れ。再稼動は年明けか？」と報道し、年末が近づいてくると「再稼動は2月以降」と報道しています。実際には遅れでもなんでもなく、「工事計画認可」「保安規定認可」のプロセスは絶対必要であり、物理的時間がかかるのです。

しかし、マスコミが「川内原発規制基準合格」を囃し立て、規制委員会の審査手順に疎い一般国民や鹿児島県民をミスリードしていく効果は抜群でした。

このマスコミ報道の応援をえて、川内原発再稼動を焦る九州電力と鹿児島県知事伊藤祐一郎氏は、早々と「川内原発規制基準合格」とし「地元説明会」（本来は地元公聴会でなくてははいけません）

図3 朝日新聞（大阪本社版）2014年8月6日10版 37面



を開催、実際に川内原発が建っている薩摩川内市長が早々と再稼動同意声明を出し、2014年11月7日鹿児島県議会が再稼動同意決議をしたのを受けて、伊藤祐一郎鹿児島県知事は、「再稼動同意」声明を出すのです。

鹿児島県・薩摩川内市の再稼動同意表明は無効

しかし冷静に考えてみると、11月7日時点は、川内原発についてはやっと「原子炉設置変更許可」が出された時点であり、最終原子炉設置変更許可に基づく最終的な「工事計画認可申請」や「保安規定認可申請」も出していなかったのです。(2頁表1参照のこと)

「規制基準適合」について現地説明会を開催しようにも、まだ規制基準に適合していないのですから説明しようがありません。薩摩川内市や鹿児島県にしても、「適合」(合格)の実態がないのですから、本来「同意」しようがないのです。ですが、「原子炉設置変更許可」を強引に「規制基準合格」とみなして伊藤鹿児島県知事は「説明会」を開催し、「同意」を表明したのです。もしマスコミ報道にミスリードされていなければ、鹿児島県地元にも、「伊藤知事、まだ規制基準に適合していませんよ、説明会って、一体何を説明するんですか、同意するといってもまだ同意する実態はないですよ」という声がでていたことでしょう。

(なお「工事計画認可審査」は、2014年12月17日が直近の審査で、九州電力の変更計画提示について規制庁は、<電圧強度に関する説明書>や<火災防護設備の耐震性に関する説明書、溢水防護設備の耐震性に関する説明書、津波影響低減施設に関する説明書>などに不備があると指摘。九州電力もその指摘を受け入れ、追加・訂正書類を出すことを約束しています。また「保安規定認可審査」については、12月16日が直近の審査で、九州電力からやっと「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安規定への記載方針について説明している段階です。(図4参照のこと) 工事計画の審査は進んでいるようにみえますが、保安規定については審査がやっととはじまった、という印象を持ちます。概要ではありますが、この審査の状況は下記で確認できます。原子力規制委員会のWebサイト<川内原子力発電所 1・2号炉 事業者との審査ヒアリング概要・資料>)

つまりは、薩摩川内市にしろ、鹿児島県にしろ、「川内原発再稼動同意」は現在のところ「無効」ということになります。鹿児島県の伊藤知事がどんなに強弁しようが、川内原発の規制基準適合審査は終了していないのですから、同意しようがありません。同意表明は「無効」です。これらは2頁表1のフローチャートに照らしてみれば一目瞭然です。ダメなものはダメなのです。

(伊藤知事は11月7日の「同意表明記者会見」で次のように説明しています。「原子力規制委員会が、川内原発1・2号機は規制基準に適合するとしました。実際の再稼動までには色んな手続きがございますので、設

図4 九州電力が提出した大幅改定の保安規定認可申請書

③ 主な監視操作内容

原子炉トリップの確認

1. 原子炉トリップの確認を行う。

タービン・発電機トリップの確認

1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。

全交流動力電源喪失判断

1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失
2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処

1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認

1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。
2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然

補助給水流量の確認

1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。

2次系による強制冷却

1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて
2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。

使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保

1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要

代替電源からの受電

1. 代替電源(大容量空冷式発電機等)から受電したことを確認する。

※九州電力が川内原発規制基準適合申請に関し、2014年12月3日になってやっと提出した大幅改定版保安規定認可申請書の一部。この時点でやっと保安規定申請の本格的審査が開始されたと考えても良い。内容を読んでみると、とっさの時、現場操作員がこれほど冷静に決められた通りに動けるものかどうか、大いに疑問。原子力規制委員会がハード(原子炉設置変更許可申請)とソフト(保安規定認可申請)を一体化して審査すると豪語する内容がこんなものかと不安になる。

【参照資料】原子力規制委員会 九州電力川内原発「川内原子力発電所保安規定について(重要事故シーケンス等と保安規定記載内容について)」(2014年12月3日)
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/sen dai12/meeting/data/20141203_02shiryo_01.pdf

置変更許可に基づき事業者において適切な作業が実施されることを確認します。工事計画の認可でありますとか使用前検査など、法令上の手続きがありますことから、引き続き原子力規制委員会において厳正に進めていただきたいと思います」—まぼろしの第115回広島2人デモチラシ9頁)

早々と原発再稼動方針を出す安倍自民党内閣の詐術

しかしここまでは、原子力規制法体系全体が要求している規制基準適合審査プロセスの話ですから、誰の目にも明らかな事実です。(しかし原子力規制委員会はこれまで一度も伊藤鹿児島県知事の認識は事実誤認だと異議を唱えていませんので、もしかすると、マスコミ共々、伊藤鹿児島県知事と共犯関係にあるのかも知れません。ここは司法の出番かも知れません)

これからは、原発再稼動を巡る法体系の不備の話になります。

2014年9月から10月の時点で、伊藤鹿児島県知事に対して、当時の小淵優子経産大臣、そして「政治とカネ」問題で小淵氏が辞任した後の宮澤経産大臣が、「川内原発再稼動に理解をしてほしい」と要請したことが明らかになっています。

これは、他ならぬ伊藤鹿児島県知事が、11月7日の「同意表明記者会見」で、再稼動同意理由説明のイの一番の項目に上げていますので確かなことです。引用しておきます。

「① 小淵優子前経産大臣、宮澤洋一経産大臣から川内原発再稼動に関し「理解してほしい」との要請があった」(前出チラシ9頁)

2頁表1をご覧ください。「再稼動までの法的手続き」の一番最後に「内閣再稼動政治判断」というプロセスがあります。内閣

に再稼動政治判断権限があるとはどの法律にも書いてありません。しかし一般にその権能があるとみなされています。実際にも、原発再稼動問題は「国民の生命と生活」に係わる問題ですから、国政の最高責任者がその妥当性を判断することは、日本の法体系全体に法的根拠があるともいえます。また安倍晋三首相自身が「規制基準に適合し安全が確認された(実際には規制委は安全を確認しているわけではないのですが) 原発は再稼動させます」と再三再四明言しているのも、法的に内閣総理大臣にこの権能があることを踏まえた発言です。そればかりでなく、実際に前例があります。2012年6月16日に、当時の民主党野田政権は、関西電力大飯原発3・4号機に関して、原子力規制行政とは離れて「(原発なしでは原力不足の恐れがあり) 国民生活を守る」として大飯原発の再稼動を認めました。これも内閣総理大臣が原発の再稼動を判断できる権能をもつという認識で決定した政治判断でした。

さらに2011年5月6日、当時民主党菅直人首相は、中部電力浜岡原発3号機の運転再開を、「国民の安全と安心」の立場から見合わせるように要請し、中部電力が受け入れたのも「政治判断」の権能が内閣総理大臣にあることを認めた結果でした。

<次ページへ続く>

＜前ページより続き＞ですから、今後原発再稼動を認めるにあたって、最終的には内閣総理大臣の政治判断が必須となることは動かないところです。しかし、その内閣総理大臣も現行原子力規制行政・法体系を無視してその政治判断を行えないことは当然の話です。ですから安倍首相も、「規制委の規制基準を合格した原発は再稼動させる」と自らの政治判断に枠をはめているわけです。

ところが、小淵優子前経産大臣、宮澤洋一経産大臣の、鹿児島県知事に対する再稼動理解要請は、前述のように規制委員会の規制基準適合前に行われています。

川内原発再稼動にあたり「原発地元」の同意は法的要件

朝日新聞などマスコミは、現在の原子力規制法体系の中で、原発再稼動に際し、「原発地元同意」は法的要件ではないと主張し、これを国民の中に定着させようとしています。これも根拠がありません。現行原子力規制法体系は「原発地元同意」を再稼動の必須条件としているのです。その論理的な説明は後で詳しく見るとして、ここでは先ほども紹介した民主党菅直人衆議院議員と田中俊一原子力規制委員会委員長との2014年11月6日の衆議院原子力問題調査特別委員会でのやりとりをご紹介します（11-12 頁表9参照のこと）

この質疑で菅氏は、原発再稼動にあたって「規制基準適合」は明確に法的な必要条件であるが、一方で法的にはこれで必要十分条件なのか？という疑問を田中委員長にぶつけます。これに対して、田中委員長は次のように答えます。

「住民の防災避難計画については、県あるいは自治体が行うことになっています。そういったものがきちっとできた上でないと現実には稼働には入らないという風に認識しております。…関係者の理解、ご同意が得られなければ稼働はできないだろうと。できないはずであると。」

この回答を受けて菅氏は、

「その部分（関係者の理解・同意）はやはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。…その部分（関係者の理解・同意）についてもきちんとは何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ、再稼動はできないという全体の（法律上の）体系だと。…それがなければ再稼動できないと、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

菅氏は、規制基準適合は再稼動の必要条件であるのに対して、「地元同意」は再稼動の十分条件である、これが揃ってはじめて再稼動の法的な必要十分条件を満たす、という理解でいいか、と再度念押しをします。

この確認に対して田中委員長は、「その通りだと思います」と答えています。

なぜこんなわかりきったことを国会の場でやりとりしなければならないのかというと、現在の法体系のどこにも「地元同意を必要とする」と明文化していないことが大きな原因です。もう少し勘ぐって考えれば、このわかりきった事柄を明文化しないことで、曖昧にしたまま再稼動してしまおう、とする経産省の官僚たち、そしてその背後にいる電力会社の思惑があると考えられます。再稼動にあたって「地元同意」が法的要件でない方がはるかに再稼動しやすいのです。その経産省・電力会社の思惑を朝日新聞などマスコミが、拡声器となって国民に刷り込んでいる、という構図です。

「原発地元」の範囲は最低でも30km圏自治体

次に問題になるのが、法的にみて「原発地元」の範囲はどこまでか、という問題です。これも先ほどの菅氏の原子力問題調査特別委員会におけるやりとりをご紹介します。今度は菅氏は電力業界を代表する参考人として出席していた東京電力の姉

規制基準合格後に経産大臣が「再稼働理解要請」をするというのであればこれは筋が通りますが、規制基準合格前に要請するならば、原子力規制委員会は全く必要なくなります。こうなると内閣は、原子力規制行政の法体系を離れて恣意的に再稼動を政治判断できる、という無法状態に陥ることになります。が、伊藤鹿児島県知事はもちろん、マスコミも、この要請自体を問題にした形跡は全くありません。「再稼動に至る法的手続きが明文化されていない」という法体系全体の不備を巧みに利用した、原発再稼動を焦る自民党安倍内閣の、一種の詐術ということになるでしょう。

川崎史常務に質問の矛先を向け、電力会社の認識を尋ねます。姉川氏は再稼動のためには、原発立地地元の地域防災計画が定まっていることが必要だし、電力会社の「事業者防災業務計画」も自治体の地域防災計画と整合性がとれている必要がある、そのためには原発地元の同意・合意・理解が必須である、それがなければ電力会社は法的に再稼動できない、とほぼ田中規制委員長と同様の答えをします。続いて菅氏。

「30km圏はUPZとして、原子力災害対策指針はUPZ内の自治体に地域防災計画策定を義務づけている。ということは30km圏の自治体がこれでいいといわないと電力会社も（再稼動の）スイッチは押せない、とこういう理解でいいか？」

姉川氏。「（30km圏の自治体の）地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解をいただいていない、ということであれば、再稼動の条件が十分ではないと」

こうして、法的要件として、再稼動のためには「原発立地地元」の同意や理解が必要であること、現在のところ、立地地元の範囲は地域防災計画（その中心は広域避難計画）が、原子力災害対策指針で義務づけられている30km圏自治体であることが明確になってきたのでした。「現在のところ」とただし書きをつけたのは、この30km圏自治体、という法的定めは今後拡大していくことが見通せるからです。（後で触れます）

こうしてみると、川内原発再稼動同意記者会見で、再稼動同意自治体は原発立地県である鹿児島県と川内原発の直接立地自治体である薩摩川内市だけで十分だとする、伊藤祐一郎県知事の主張は法的に根拠を持たない、恣意的解釈だということがおわかりになると思います。この点でも、薩摩川内市はともかく、鹿児島県議会、鹿児島県知事の「川内原発再稼動同意」は無効であるということになります。（図5参照のこと）



現実には次々と川内原発地元自治体が再稼働に反対

「原発地元同意」は川内原発再稼働の法的要件、また「原発地元」の範囲は 30km 圏自治体という事実を踏まえてみれば、仮に川内原発が規制基準に合格したとしても、再稼働の必要十分条件を満たすことは難しいという結論になってきます。というのは 30km 圏の自治体のうち、始良（**あいら**）市議会はすでに 2014 年 7 月 11 日「川内原発再稼働に反対」するばかりでなく、廃炉まで求める決議を行っているからです。（表 2 参照のこと）来年の統一地方選挙を控えて、始良市長が再稼働同意を表明するのはか

なり難しいと推測されます。そればかりではありません、それに先立つ 6 月 26 日には、やはり 30km 圏自治体のいちき串木野市議会は、再稼働反対決議ではないものの、「広域避難計画」に疑義を示し、これに実効性がないので、実効性のある避難計画を求める決議を行っています。（表 4 参照のこと）菅氏と東電姉川氏のやりとりを踏まえれば、いちき串木野市議会は、川内原発再稼働に同意しない、といっているのと同じことであり、事実上の再稼働反対表明ということになります。さらに、9 月 30 日には、今度はやはり 30km 圏の日置（**ひおき**）市が、原子力災害対策重点区域（概ね 30km 圏）の議会、首長の同意なしに再稼働しないことを求める決議を「原案可決」しています。（表 3 参照のこと）

これら自治体はいずれも 30km 圏自治体で（5 頁図 3 参照のこと）、川内原発から 30km 圏の、薩摩川内市（同意表明）、鹿児島市、日置市、始良市、いちき串木野市、さつま町、阿久根市、出水（いずみ）市、長島町の 9 自治体のうち 3 自治体までが事実上の再稼働不同意表明している状況では、マスコミ報道とは裏腹に、川内原発再稼働はかなり難しい情勢になってきました。

表 4 いちき串木野市 意見書

市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書

2011 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染永の対策は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀なくされています。

福島県は本年 4 月 30 日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に、約 47 万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る 6 月 18 日から 20 日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの 3 会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

その内容は

- 県道川内・串木野線は狭陰で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海拔も低く浮波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。
 - 国道 3 号、270 号が避難ルートとして示されているが、避難車両の台数や地震・津波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。市民の大量被ばくを防止するために 30km 圏外へ数時間以内で避難できる計画を策定すること。
 - 30km 圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や降がりが、高齢者など災害弱者の避難・誘導・搬送を確実にスムーズに行える計画をとるとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。
 - 保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される計画であること。
 - 05km から 30km 圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を策定すること。
 - スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。
 - 避難先として指定されている場所（受入先自治体）は、秋から春にかけて風下となるため、あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。
 - 始良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計画に盛り込むこと。
- などであります。

いちき串木野・3 万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

平成 26 年 6 月 26 日

鹿児島県いちき串木野市議会議長 下迫田 良信

【資料典拠】鹿児島県いちき串木野市市議会（平成 26 年 6 月第 2 回定例会）

表 2 始良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようなのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

（※赤字は当方の強調）

【資料典拠】鹿児島県始良市市議会「原発に関する意見書」（平成 26 年第 2 回定例会）

表 3 原案可決された日置市の意見書

意見書第 5 号

川内原発再稼働の地元同意に係る意見書

全国のトップを切って川内原発が再稼働されようとしています。このような中で伊藤県知事は、原発再稼働の同意に係る「地元」は鹿児島県と薩摩川内市のみとしています。しかし原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された「原子力災害対策指針」は、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の及ぶ可能性のある区域を「原子力災害対策重点区域」とし、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要だとしています。そして、原子力施設から概ね 30 km を「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）に定めました。50 km 圏の福島県飯館村が避難を強いられた福島原発事故の実情を踏まえて大幅に改訂された原子力災害対策特別措置法が「対策」を求めている自治体は、原発事故の際に責任を負わざるを得ないだけに、それらの自治体の議会、首長の同意なしに川内原発を再稼働することは許されません。

記

原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された「原子力災害対策重点区域」の「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）を有する当自治体の議会、首長の川内原発再稼働に係る同意なしに、鹿児島県は川内原発の再稼働に同意しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

鹿児島県日置市議会議長 宇田 榮

提出先 鹿児島県知事

【資料典拠】鹿児島県日置市議会 平成 26 年 意見書・決議
<http://www.city.hioki.kagoshima.jp/modules/content018/index.php?id=196>

原発地元の範囲はさらに拡大することは確実

原発立地地元「30km 圏」はさらに拡大することは現在の情勢では確実です。原子力災害対策重点区域に、苛酷事故時避難計画を義務づけているのは、規制委が施行した原子力災害対策指針（2013 年 9 月 5 日全部改正）ですが、この時予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）と並んでブルーム被曝防護準備区域（PPA）を設定しました。UPZ を 30km 圏とすれば、PPA は 30km 圏外で防護措置が必要となる区域となります。防護措置とはいいますが、要するに中身は避難です。PPA は 30km 圏外で避難が必要となる区域ということになります。これは、福島原発事故でも 30km 圏外でもブルームのために避難が必要となった区域（例えば飯館村）が発生したことを踏まえた分類です。そして原子力災害対策指針では「今後規制委においてその防護措置を検討し、指針に加える」としました。（表 5 の（3）原子力災害対策重点区域の（ハ）を参照のこと）それから 1 年経過しますが、その中身は一向に明らかになりません。この 9 月からやっと検討が開始されましたが、この中身が明らかになるにつれ、30km 圏外でも避難が必要な区域が出てくることは確実です。現在のところ、災害対策指針では UPZ 外で一時移転や避難が必要となる区域を想定していますが（1 週間連続して空間線量率が 20 マイクロシーベルト以上となる場合）具体的対策をなにも指示していません。

原子力規制委員会のこうした動きを踏まえて、すでに自治体側では動きが出ています。

表 6 は、「川内原発に係わる熊本県・関係 4 市町村対策推進会議」の第 4 回会合（2014 年 8 月 26 日）で、国に対して提出しようとしている要望書案から一部抜粋したものです。4 市町村とは水俣市、天草市、芦北町、津奈木町のことでいずれも川内原発から 50km 圏に位置します。

中でこの要望書案は、川内原発の再稼働について「あらゆる事態を想定して万全の対策を講じる」と述べ、再稼働に反対の意志表示はしていないものの、明らかに「原発リスクゼロ論」を展開し、

再稼働にあたっては「安全性を確認の上、国が責任をもって判断すること」と安全が確認できないのなら、国は再稼働の政治判断を行うべきではない、との思いを込めています。

原子力規制委員会の規制基準審査が決して、原発の絶対安全を審査しているのではなく、規制基準に適合しているかどうかを審査しているに過ぎないこと、その規制委自身が「**原発に絶対安全はない。常に苛酷事故のリスクがある**」と「**原発リスクゼロ論**」に対して「**原発リスク論**」を主張している現状から見て、この要望書が「川内原発再稼働反対」を打ち出してくるのは、もはや時間の問題だと思われます。現在この要望書は、「熊本県・関係 4 市町村対策推進会議」のオブザーバーとして参加している九州電力が必死で押さえているというのが実態ですが、一方で熊本県知事に対して、川内原発の再稼働に反対するよう要請書が市民団体から出されており、徐々に熊本県と関係自治体に対して説得力と影響力を持ち始めています。

現在川内原発 50km 圏の熊本県の自治体で、明確に川内原発再稼働反対の政治的意思表示をしている自治体首長や自治体議会はありませんが、もし**原子力規制委員会の定義する原発立地自治体概念**、すなわち「**30km 圏に限定せず特に関心の高い立地及び周辺自治体**」をあてはめるなら、水俣市、天草市、芦北町、津奈木町そして熊本県も立派に川内原発の「立地自治体」ということになり、同意を必要とする自治体の範囲も 30km 圏をはるかに越え、ますます川内原発の再稼働を困難にしていこうと考えてられます。

表 5	原子力災害対策指針 抜粋
※赤字は当方による強調	
◆ p 36-p38	
（3）原子力災害対策重点区域	
②原子力災害対策重点区域の範囲	
（イ）予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone）	
（ロ）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone）	
（ハ）ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA: Plume Protection Planning Area）の検討UPZ外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。	
ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。	
以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。	

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」
https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

表 6	熊本県・水俣市・天草市・芦北町・津奈木町による 要望書案
【内閣府・原子力規制委員会】 川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望（案） 平成 26 年 月 熊本県・水俣市・天草市・芦北町・津奈木町	
1 安全対策について	
（1）安全対策の充実・強化について（略）	
（2）再稼働について	
川内原子力発電所の再稼働については、あらゆる事態を想定して万全の対策を講じるとともに、新規制基準への適合性審査による安全性を確認の上、国が責任を持って判断すること。 また、その判断に至った経緯や結果について、住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得よう取り組むこと。	
2 防災対策について	
（1）熊本県の対策の基本となる PPA について	
「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」の考え方については、川内原子力発電所の 30 km 圏外にある熊本県が対策を講じる上での基本となることから、その具体的な範囲や必要とされる防護措置などを速やかに検討の上、原子力災害対策指針に盛り込むとともに、財政措置を含む必要な措置を講じること。	
（2）鹿児島県から熊本県への住民避難の支援について	
①避難元自治体への支援（略）	
また、避難住民や避難車両などに対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備などについて、国の責任において確実に機能する体制を構築すること。	
②避難先自治体への支援（略）	
また、避難受入れに際して無用の混乱を招かないよう、住民及び関係機関に対して、国が責任を持って放射線などに関する知識の普及啓発を行うこと。	

【資料参照】熊本県防災情報 防災計画「第 4 回「川内原子力発電所に係る熊本県・関係 4 市町村対策推進会議」の開催」より資料 3
http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/Content/asp/topics/topics_detail.asp?PageID=6&PageType=shiryo&id=1090

2014 年 12 月 17 日、年の暮れも押し迫ったころ、原子力規制委員会は関西電力高浜原発 3・4 号機で申請していた「原子炉設置変更許可申請」を規制基準に適合しているとする「審査書案」を決定しました。のち川内原発の時と同様、パブリックコメントを 1 カ月にわたって募集し、その内容をみて次に「原子炉設

置変更許可審査書策定、許可へと進むことは確実です。今回の審査書案は、表 7 をみておわかりのように、あくまで「原子炉設置変更許可審査書案」です。2 頁表 1 に照らしていえばやっと適合審査の第 1 関門（最大の難関ではありますが）の入り口に到達したに過ぎません。

このチラシをこれまでご覧いただいた皆さんには、この毎日新聞の“報道”が、事実関係として誤報であり、有り体に言えば、安倍政権・経産省・電力会社の意向を汲んだプロバガンダ記事であることが了解されるでしょう。

しかも毎日記事は、規制委員会の規制基準適合審査をいまだに「安全審査」と書いているお粗末さです。原発推進の安倍首相ですら最近「安全審査」と呼ぶことをやめ「規制基準適合審査」というようになったのに、この新聞はまだ「安全審査」と書いています。

2013 年 4 月 3 日、規制委員会が会合で「規制基準骨子」を了承した際、「審査を合格した原発はさも安全であるかのような誤解を一般に与えるので、今後“安全基準”“安全審査”と呼ぶのをやめ、“規制基準”と呼ぶことにする」としてから、すでに1年半以上経過します。この新聞は**規制委の規制基準適合性審査を合格した原発は“安全だ”という誤解を世間一般に与えたい**ようです。しかもこの新聞は「政府は川内原発の例にならい、再稼動に必要な地元同意の範囲を立地する福井県と高浜町に限る方針だ」とまで書き飛ばし、あたかも地元同意の範囲の決定権は政府にあるかのような書き方をしています。**事実関係は、これまで見たように、「原発地元」の範囲は、現在の原子力災害対策指針によれば、「原子力災害対策重点区域」の概ね 30km 圏内の自治体であり、政府や鹿児島県、あるいは電力会社が恣意的に決定できる性格のものではありません。ちゃんと法的根拠があるのです。**しかも原子力災害対策指針での「PPA」の扱いによっては「原発

地元」の範囲はさらに拡大する可能性も大きいのです。この新聞が、「川内原発再稼働決定「報道」」の時同様、現時点で「高浜原発新基準合格」と書く意図は、あまりにも明らかです。**「原発再稼働」を既成事実化し、そこに抱えている問題点（特に大きな問題は地元範囲とその同意問題）を封印し、再稼働に道筋をつけるための世論誘導**を行うことでしょう。この新聞は、自他共に原発推進新聞と認める読売新聞、産経新聞、日本経済新聞とは違って、時折「反原発ポーズ」を読者に対して見せるだけに、「原発推進世論操作」報道は、より悪質です。

12月25日付の菅直人衆議院議員のブログでは「今日原子力規制庁の担当者呼んで、高浜原発が規制基準に合格したのか？問いただしたら“合格”ではないという回答だった。工事計画審査、保安規定審査にどれほどの時間がかかるか見通せない。との返事だった」と書いています。これが事実でしょう。

1. 本審査書の位置付け 抜粋

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）」（平成 25 年 7 月 8 日申請、平成 26 年 10 月 31 日及び 12 月 1 日補正）（以下「本申請」という。）の内容が、

- （1）原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項で準用する第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- （2）同条同項第 3 号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。）、及び、
- （3）同条同項第 4 号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

【資料出典】原子力規制委員会「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）」（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）2014年12月17日

図6 毎日新聞（大阪本社版）2014年12月18日12A版1面（署名：酒造唯）

高浜原発 新基準「合格」

再稼働 来春以降
3・4号機 地元同意難航

原子力規制委員会は17日、**関西電力高浜原発3、4号機(福井県)**の新規制基準に基づく**安全審査**について、「事実上の合格証」となる**審査書案を定例会で了承した**。審査をクリアするのは**北陸電力川内原発1・2号機(鹿児島県)**に次ぎる例だ。

③面にクロースアップ、29面に関連事項

規制委は18日から30日間
意公募集した後、審査書を決定する。**工事計画など一つの認可の審査や地元同意手続きが残るため、再稼働は来春以降の見通し**。

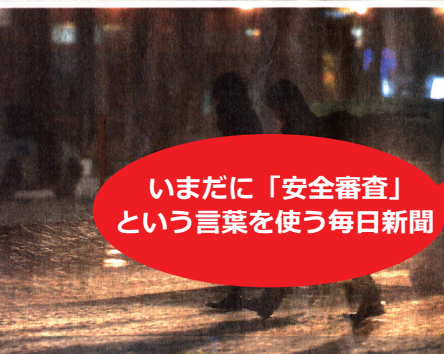
政府は川内原発の例にならい、**再稼働に必要な地元同意の範囲を立地する福井県と高浜町に限る方針だ**。ただ防災対策が必要な30号機が趣見島鼻だけに収まらず、川内原発と異なり、高浜原発は福井、京都、滋賀の3府県をまたぐ。京都府や滋賀県は立地自治体であり、安全協定を結ぶよう関電に求めている。住民の避難先もより広域にまたがっており、調整が難航する可能性がある。

関電は昨年7月に審査を申請その後、規制委の指摘などを受け、想定する地震の最長の揺れ「東海地震動」を5.0m/sec(ガル)は加速度の単位から0.0sec、最大の津波の高さ「千葉津波」を

5.7mから6.2mに引き上げた。また、防潮堤を

いまだに「安全審査」という言葉を使う毎日新聞

規制委はこの対応をいすめると「新規制基準に適応している」と評価した。関電は高浜原発1、2号機についても稼働から40年を超え運転延長を目指し、特別点検を実施中で、この日の規制委定例会で、



経済産業省の方力政策のある有識者とする中間報告を検討事項の建て替えて調整政権は原発の一方、国約でも原安全協議を始める可避けるに突然、原討を中絶し、争点隠しづる可能性中間整理経産省の総調整会所属関係者が掲げる「可能な限り低達成された」

列島襲う爆弾低気圧

発達し低気圧の影響で17日は全国的に強い雨が吹き、北海道や日本海側には雪がまとった。最晩間東北27・8時を観測し金沢市内では、横殴りの雪吹きつける中、人々が家路を急いだ。金沢市で17日夜一時5分、西本勝範撮影

ニューズサイト写真特集

最低限 30km 圏地元同意は原子力規制法体系全体が要求する再稼動のための必要十分条件

ここで、このチラシの主要テーマの一つである、「最低限 30km 圏自治体の同意は法的要件」という点をやや詳しく見ておきましょう。この問題が紛糾する原因は、原子力法体系のどこにも「30km 圏自治体の同意は法的要件」と明文化していない点にあります。しかし明文化していないからと言ってそれが法的要件ではない、とはなりません。

原子力規制委員会の法的根拠は原子力規制委員会設置法です。この法律は、整合性をとるため原子炉等規制法を一部変更しなければならなかったほど優先性の高い法律です。その原子力規制委員会は、規制行政の基本に「深層防護」の手法を採用しました。この深層防護の手法は表 8 に見られるがごとく 5 層から成り立ちます。福島原発事故前の規制行政では 3 層までしかありませんでした。いいかえるとシビアアクシデント（以下苛酷事故と表記）を全く想定していなかったのです。「原発安全神話」と言われるゆえんです。これに対して 5 層の深層防護の考え方では、苛酷事故は起こりうるとして第 4 層、第 5 層を加えたのです。5 層の深層防護の考え方では、それぞれの層が独立して機能しなければなりません。ですから第 1 層から第 4 層までが仮に破綻したとしても、第 5 層は独立して機能しなければなりません。

ところで第 5 層における目的達成手段は、実は「広域避難」しかありません。そして現在のところ原子力災害対策指針は、広域避難の範囲を概ね 30km としています。つまり「30km 広域避難」は、規制委の深層防護の重要な手段として完全に組み込まれています。従って「30km 圏広域避難計画」は、深層防護の第 4 層までが破れた場合、唯一取り得る「防護手段」として完全に機能しなければなりません。それが、現在の原子力規制法体系が要求している「法的要求」なのです。

第 1 層から第 4 層までは、「原子炉設置変更許可審査」、それにハードとしての実効性を持たせる「工事計画認可審査」、原子炉設置変更許可審査に対してちょうどソフトウェアの関係にある「保安規定認可審査」を通して、**原子力規制委員会がその実効性に対して全面的に責任を負います。**

ところが、第 5 層に相当する「広域避難計画」については、その実効性を審査する仕組みを法体系自体が持っていないのです。実に奇妙な話です。（私は、狭く人口の密集した日本で実効性のある広域避難計画の実効性審査などということは不可能として、この実効性審査条項を外したのだと勝手に想像していますが、どちらにしても法令立案担当者にその真意を聞いてみなければわかりません。だれか国会で質問してくれると思うのですが…）

広域避難計画策定の責任はそれぞれの自治体にある

ところで原子力災害広域避難計画の策定責任はそれぞれの自治体にあります。ところが、その避難計画に実効性があるのかどうかを審査する権限は、前述の通り、内閣にも、原子力規制委員会にもありません。田中俊一規制委員長が「第 5 層は規制委の担当外、審査権限はありません」というとおりです。

また伊藤祐一郎鹿児島県知事が川内原発「同意」記者会見で、同意理由の 1 つとして「国の原子力防災会議において避難計画は具体的かつ合理的として確認・了承されたこと」を上げていますが、これなどは噴飯ものです。（まぼろしの第 115 回広島 2 人デモチラシ 9 頁「原発再稼動で生命の問題など起こらない、伊藤鹿児島県知事のホンネ」の項参照の事）

法的に審査権限のない原子力防災会議が確認・了承した、といってもそれは「となりのおっちゃんが大丈夫だと太鼓判を押してくれた」という意味以上ではないのです。なんの法的根拠もありません。

それでは深層防護の第 5 層の実効性は誰がどうやって担保するのでしょうか？ 結局は、避難計画を立案した自治体がそれぞれ「これで大丈夫だ」と自己判定するしかありません。それでは、自治体が「これではダメだ。この避難計画では実効性がない」と判定するとどうなるのでしょうか？ それは現在の法体系では、結局深層防護の第 5 層は、その実効性がないということになり、当該原発は、規制委の第 4 層までの審査いかに関わらず、深層防護体系全体が破れ、当該原発の再稼動は、その十分条件を満たさず、法的に再稼動できない、ということになります。原発地元が原発再稼動に反対、といえ、第 4 層までの規制委審査いかに関わらず、法的に再稼動できないゆえんです。

以上のやりとりは、11 頁・12 頁に掲載した「菅直人議員の原子力問題調査特別委員会」質疑抜粋に詳述していますのでご参照ください。

表 8 原子力規制委員会の採用する深層防護（5 層）の考え方

【深層防護の徹底】目的達成に有効な複数の（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しない。

多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
第 1 層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
第 2 層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
第 3 層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
第 4 層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
第 5 層	シビアアクシデント・影響緩和	放射性物質の放出、放射線影響の緩和	住民広域避難

第 5 層のみ
規制委担当外

【参照資料】『実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－平成 25 年 7 月原子力規制委員会』、『IAEA 基準の動向－多重防護（5 層）の考え方等 平成 23 年 3 月 2 日（独）原子力安全基盤機構原子力システム安全部長山下正弘』、『放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について』（2012 年 10 月 原子力規制庁）

写真 1 衆議院 原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で 30km 圏地元同意が再稼動の条件になっているかどうかを質す菅直人議員



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画より
(<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>)

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いありませんか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：**ご指摘の通り、間違いありません。**

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言うて頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいという風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）、原子力災害対策特別措置法（『原子力災害対策特別措置法』が正式名称）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてみました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではない。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは。はっきり教えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては（責任は）ないということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。（**すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている**）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（**原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、10 頁表 8 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている**）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（**避難計画など防災対策を**）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（**法律上の**）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だ**と。そういう理解ですか？

<次ページに続く>

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですか？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体が持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。**（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）**

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、始良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例えば駄目だと言うとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままでやることができますか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体ですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しております、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体**（直接立地自治体と言う意味）**だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自治体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですか？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。**（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない＝30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）**

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もよくおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんかと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということを言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思えます**。以上で終わります。

（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）